

# 市原市未来を拓く子どもの読書活動推進計画

2017 年度～2019 年度



市 原 市



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>1</b>
1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
<b>第2章 これまでの取組と課題</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>3</b>
1 第二次計画の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 取組と成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 取組に係る課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 第二次計画の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1) 指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2) 指標の達成状況・課題・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 データから見える子どもの読書活動の状況・・・・・・・・	9
4 第二次計画における課題のまとめ・・・・・・・・	12
<b>第3章 新計画の基本的な考え方</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>15</b>
1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
2 新計画の基本目標と取組方針・・・・・・・・	15
3 新計画の指標・・・・・・・・・・・・・・・・	17
4 新計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	19
<b>第4章 子どもの読書活動推進のための具体的方策</b> .....	<b>20</b>
◆基本目標Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進.....	22
取組方針1 家庭における子どもの読書活動の推進.....	22
取組方針2 地域における子どもの読書活動の推進.....	24
取組方針3 学校等における子どもの読書活動の推進.....	29
取組方針4 環境整備の推進.....	32
◆基本目標Ⅱ 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援.....	34
取組方針1 家庭における読書活動推進に係る連携・協力.....	34
取組方針2 地域における読書活動推進に係る連携・協力.....	34
取組方針3 学校等における読書活動推進に係る連携・協力.....	36
取組方針4 行政における推進体制の整備.....	39
取組方針5 子ども読書活動推進に関わる人材の育成や活動の支援.....	39
◆基本目標Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発.....	42
取組方針1 広報・啓発活動の推進.....	42
◎資料編.....	<b>45</b>
用語集.....	45
子どもの読書活動の推進に関する法律.....	48

# 第 1 章 計画の策定にあたって

---

## 1. はじめに

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

子どもは本を読むことにより、文字や知識を習得するだけでなく、たくさんの間接体験をくりかえすことで、想像力や創造力が磨かれるとともに、自分とは違う立場に思いをはせ、豊かな感情や心を育てていきます。また、こうした体験を重ねることにより、自分の将来に夢を持ち、自ら考え、表現し、課題を解決する能力を高めることにつながります。

このように、「読書の体験」は、社会的活動の基礎となる力を効果的に高めるとともに、子どもの「生きる力」を培い、子どもの持つ未来の可能性や夢を広げることができるものと考えられます。

一方で、調べ物をする際の手段として「スマートフォンやタブレットで調べる」と回答する子どもは多く、身近な手段と感じているようです。しかし、情報が氾濫する現代社会の中では、その真偽や価値を見抜き、有益に活用する力を身に付けることが必要です。

そのためには、幅広く本や文章を読むことが、適切な情報源の選択、得た情報の評価、論理的に思考し表現する力を育む基礎となります。

本市では、子どもの読書活動を推進するべく、「市原市子ども読書活動推進計画[第一次]（平成 18 年度～22 年度）」（以下「第一次計画」という。）、「市原市子ども読書活動推進計画[第二次]（平成 23 年度～平成 27 年度）」（以下、「第二次計画」という。）を策定し、計画に基づき、家庭、地域、学校、行政等が連携・協力しながら様々な取組を行いました。

その後、第二次計画は、上位計画である「市原市総合計画」との整合を図るため、2016 年度（平成 28 年度）まで延長され、延長された期間では、第二次計画で目標として掲げた施策の更なる充実等を目指して取り組みました。

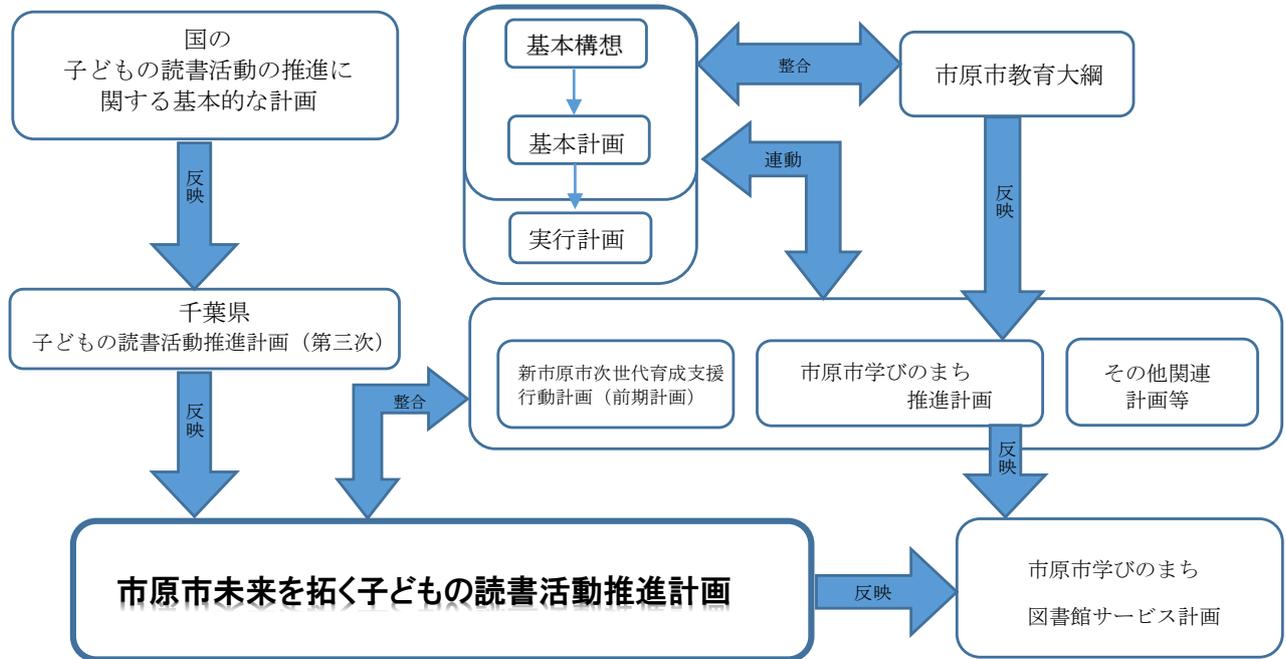
これまでの成果と課題を検証し、一定の成果が認められたこれまでの計画を継承しながら、新たに今後取り組むべき施策を加え、「市原市未来を拓く子どもの読書活動推進計画」（以下、「新計画」という。）を策定します。

新計画では、いちはらの子ども一人ひとりが、自ら読書の楽しさ、素晴らしさを発見し、未来を切り拓く力を養い、情緒豊かな子どもに成長することを目指し、子ども読書活動の推進に努めてまいります。

## 2. 計画の位置づけ

本市の子ども読書活動を推進していくため、国及び県の「子ども読書活動推進計画」を基本として、本市における状況等を踏まえた計画です。

計画策定にあたっては、本市総合計画・他の関連計画との整合を図ります。



## 3. 計画の対象

おおむね18歳以下のすべての子ども

## 4. 計画の期間

2017年度から2019年度を目標年次とする3年間とします。



## 第2章 これまでの取組と課題

### 1. 第二次計画の取組

#### (1)基本目標

第二次計画では、第一次計画の基本理念を継承して、いちはらの子ども一人ひとりが、自ら読書の楽しさ、素晴らしさを発見し、いつでもどこでも読書ができるよう、その環境の整備を図ることを基本理念とし、その実現に向けて次の3つの基本目標を定めました。

##### ◆基本目標

- I 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境づくり
- II 子どもの読書活動推進のための連携・協力
- III 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

#### (2)取組と成果

基本目標を柱として計画を体系化し、子どもの読書活動推進のための様々な事業を実施してきました。基本目標ごとの主な取組と成果は、次のとおりです。

##### ◆基本目標 I 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境づくり

###### ①家庭における子どもの読書活動の推進

1歳6か月児健診受診者に無償で絵本を手渡すブックスタート事業<sup>※1</sup>では、計画期間中に10,134人に配布し、親子がふれあい本に慣れ親しむ環境づくりの支援に努めました。

また、幼稚園・保育所・小中学校では、保護者へおすすめ絵本の紹介などの情報提供や、園だより等を通じて、本の読み聞かせの大切さを伝える啓発を行いました。

###### ②地域における子どもの読書活動の推進

子ども読書活動推進フォーラム<sup>※2</sup>、講座や講演会の開催、市内読書施設<sup>※3</sup>や児童館<sup>※4</sup>でのおはなし会を実施することで、読書活動の関心を高め、本とふれあう機会を提供しました。

また、児童図書コーナーの整備、青少年図書や外国語資料の充実に努め、読書環境の整備を推進しました。

###### ③学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所での読み聞かせやおすすめ絵本の紹介など、子ども読書活動の推進に取り組みました。

小中学校では、読み聞かせや朝の読書<sup>※5</sup>などの実施、学級文庫の充実、調べ学習<sup>※6</sup>の支援に取り組みました。また、学校図書館ネットワークシステム<sup>※7</sup>の導入により、小中学校連携しての図書の貸し借りができるなど有効的な資料の活用ができました。

## ◆基本目標Ⅱ 子どもの読書活動推進のための連携・協力

### ①家庭における読書活動の推進に係る連携

幼稚園・保育所を通して、中央図書館が主催する親子対象の事業等の情報を提供しました。

### ②地域における読書活動に係る連携

中央図書館の団体貸出<sup>※8</sup>では、関係機関・団体等に向けて案内や情報提供を行い、制度の普及と利用促進に努めました。リサイクルフェアでは中央図書館で不用となった本等の無料配布を行いました。

また、読書普及活動として、「おでかけくん」<sup>※9</sup>を活用した出張おはなし会やブックトーク<sup>※10</sup>等を行い、関係機関との連携を図りました。

### ③学校等における読書活動の推進に係る連携

中高校生向けのブックリスト<sup>※11</sup>の発行や、図書館利用案内の配布（全小学校1年生向け）、出張おはなし会・ブックトークにより、読書への興味を高め、読書施設への来館を促すよう努めました。

また、職場体験・インターンシップ<sup>※12</sup>の受け入れによる学校との連携や、調べ学習用図書利用カード<sup>※13</sup>の導入による学習教材や選書の支援を行いました。2014年度（平成26年度）には、学校図書館ネットワークシステムの導入により、蔵書管理の効率化を図ることができました。

### ④行政における読書活動の推進に係る連携

市内読書施設の図書担当者による連絡会議を定期的で開催し、業務に関する意見交換や連絡調整を行いました。また市内読書施設との連携による読書週間事業では、全市的に読書活動を推進する体制づくりに取り組みました。

また、小中学校において児童・生徒の読書活動に関する調査を毎年実施し、活動状況を把握して、計画の進行管理に活用しました。

なお、市教育委員会指導課（以下、「指導課」という。）、学校、市内読書施設担当者間の緊密な情報交換の場としてメーリングリスト<sup>※14</sup>を活用していましたが、学校図書館ネットワークシステム・校務支援システム<sup>※15</sup>の導入により運用を休止しました。

## ◆基本目標Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

### ①広報・啓発活動の推進

市内読書施設や小中学校では、「子ども読書の日」※16「こどもの読書週間」※17に合わせ、ポスターの掲示や絵本の紹介など、子どもの読書活動に関する理解を深め、関心を高める取り組みを行いました。中央図書館では、「子ども読書感想画コンテスト」※18を開催し、優秀作品を啓発ポスターとして活用しました。また、図書館だより（館報こすもす）※19の配布、中央図書館 web サイトに子ども読書活動に関する各種情報を随時掲載するなど、広く市民に対して啓発を行いました。

### (3)取組に係る課題

発達段階に応じて子どもが本に出会い親しむ機会を提供できるよう、家庭、地域、学校、行政それぞれが、読書環境の整備や読書活動の啓発、各関係機関・団体との連携を図ることで、子どもの読書活動が活性化し、毎年調査している「小中学生の読書の状況に関する調査」（指導課調べ）で示されるように、1ヵ月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合が減るなど、一定の成果が出ているものと考えられます。

しかし、年齢が上がるにつれ、読書離れが顕著になる傾向は改善されていません。青少年図書の充実に努めましたが、中高生世代に向けた読書推進に関する取組を積極的に行っていないことも、読書離れの一つの理由と考えられます。読書の大切さを知り、生涯にわたる読書習慣が身に付くよう働きかけていくことが必要です。

また、各読書施設をはじめとした関係機関とさらに連携・協力関係を深め、子どもの読書活動に関わる情報を共有し、広く情報提供しながらネットワークづくりを進めていくことが必要です。

## 2. 第二次計画の指標

### (1)指標

第二次計画では、施策の全体的な効果を測るため、次の4つの指標を定めました。

#### 指標

- 1 1ヵ月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合
- 2 1ヵ月あたりの児童・生徒の読書量
- 3 保護者やボランティアの協力体制づくりを行っている中学校の割合
- 4 図書館等と連携している小中学校の割合

## (2)指標の達成状況・課題

### ◆指標1 1ヵ月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合

〈毎年5月の1ヵ月間に本を1冊も読まなかった児童・生徒の割合〉

小学生は、「市原市子ども読書活動推進計画（第一次）」（以下、「第一次計画」という。）（平成18年度～平成22年度）の2010年度（平成22年度）1.4%を2015年度（平成27年度）1.0%まで減らすことを目標とし、5年の間に一旦増加はしたものの、2014年度、2015年度では努力目標を達成しました。

中学生は、2010年度（平成22年度）15.4%を2015年度（平成27年度）12.0%まで減らすことを目標とし、5年の間に増減を繰り返しましたが、毎年度努力目標を達成する結果となりました。

「2016年度（平成28年度）全国学力・学習状況調査」の結果によると、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の肯定的な回答は小学生75.2%、中学生74.5%でした。読書好きな子が7割を超えているにもかかわらず、1ヵ月に1冊も本を読まない子どもがいることに対しては、読書の楽しさや意義をアピールするとともに、日常的に本に接する機会を提供し、読書の比重を高められるように働きかけていくことが必要です。

[小学生]	2010年度 (22年度)	2011年度 (23年度)	2012年度 (24年度)	2013年度 (25年度)	2014年度 (26年度)	2015年度 (27年度)	努力目標
市原市	1.4%	1.7%	2.1%	2.0%	1.0%	1.0%	1.0%
全国平均	6.2%	6.2%	4.5%	5.3%	3.8%	4.8%	

[中学生]	2010年度 (22年度)	2011年度 (23年度)	2012年度 (24年度)	2013年度 (25年度)	2014年度 (26年度)	2015年度 (27年度)	努力目標
市原市	15.4%	11.7%	9.3%	10.3%	7.3%	7.4%	12.0%
全国平均	12.7%	16.2%	16.4%	16.9%	15.0%	13.4%	

小中学生の読書の状況に関する調査（市教育委員会指導課調べ）

※全国平均：読書世論調査・学校読書調査（毎日新聞社）

### ◆指標2 1ヵ月あたりの児童・生徒の読書量

〈毎年5月の読書量（読んだ本の平均冊数）〉

小学生は、2010年度（平成22年度）の8.4冊を10.0冊までに増やすことを目標としていました。2014年度（26年度）には13.0冊、2015年度（27年度）では13.1冊まで上昇し、努力目標を達成できました。

中学生は、2010年度（平成22年度）の3.3冊を4.0冊までに増やすことを目標としていました。大きな変化がなく推移していましたが、2013年度（25年度）から増加に転じ、2015年度（27年度）に4.1冊となり、努力目標を達成できました。

小学生と比較すると中学生の読書量は少ない状況ですが、このことは必ずしも読書の量が小学生よりも中学生が少ないと言い切れるものではなく、年齢が上がるにつれて、読まれる本が次第に本格的になり、思考を伴う読み方になってくる中で、読書量に差が出てきているものと考えられます。また、部活動や塾、習い事などで多忙になり、読書にかける時間が減ってくることも考えられます。

このような生活環境で成長する子どもたちに対し、生涯にわたる読書習慣を身に付けるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、様々な図書に触れる機会を確保し、読書の量を増やすことのみならず、子どもの読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことも必要です。

[小学生]	2010年度 (22年度)	2011年度 (23年度)	2012年度 (24年度)	2013年度 (25年度)	2014年度 (26年度)	2015年度 (27年度)	努力目標
市原市	8.4冊	10.3冊	10.5冊	10.1冊	13.0冊	13.1冊	10.0冊
全国平均	10.0冊	9.9冊	10.5冊	10.1冊	11.4冊	11.2冊	

[中学生]	2010年度 (22年度)	2011年度 (23年度)	2012年度 (24年度)	2013年度 (25年度)	2014年度 (26年度)	2015年度 (27年度)	努力目標
市原市	3.3冊	3.3冊	3.3冊	3.4冊	3.8冊	4.1冊	4.0冊
全国平均	4.2冊	3.7冊	4.2冊	4.1冊	3.9冊	4.0冊	

小中学生の読書の状況に関する調査（市教育委員会指導課調べ）

※全国平均：読書世論調査・学校読書調査（毎日新聞社）

### ◆指標3 保護者やボランティアの協力体制づくりを行っている中学校の割合

2010年度（平成22年度）23.8%を2015年度（平成27年度）38.1%とすることを目標としましたが、努力目標の達成には至りませんでした。

保護者やボランティアの協力体制とは、学校図書館での本の貸出・返却・修繕に係る支援や、読み聞かせやブックトーク等読書活動の支援を行っていることであり、学校で活動する保護者やボランティアはいるものの、子どもの読書活動の賛同者、参加者は少ない状況です。身近な大人が読書活動に理解、関心を持つことが重要ですが、社会の認知はまだ不十分であると考えられます。子どもの読書活動の意義について啓発し、ボランティアの活動場所や機会の提供に努めるとともに、研修会の開催等により人材を育成し、保護者やボランティアによる協力体制づくりを進める必要があります。

[中学校]	2010年度 (22年度)	2012年度 (24年度)	2014年度 (26年度)	2015年度 (27年度)	努力目標
市原市	23.8%	22.7%	27.2%	27.2%	38.1%
全国平均	24.1%	27.2%	28.1%		

学校図書館の現状に関する調査（市教育委員会指導課調べ）

※国の調査は2009年度（平成21年度）以降、隔年になったため、平成23・25・27年度は未実施

#### ◆指標4 図書館等と連携している小中学校の割合

＜図書館（公民館・コミュニティセンター図書室含む）との連携を実施している小中学校の割合＞

小学校においては、2010年度（平成22年度）の87.0%を2015年度（平成27年度）100%とすることを目標としました。増減を繰り返し、2015年度調査では88.0%となり、努力目標の達成には至りませんでした。

中学校では、2010年度の29.0%を2015年度に100%とすることを目標としました。努力目標の達成には至りませんでした。実施割合は大きく上昇しました。

学校との連携には、団体貸出、ブックトークやおはなし会等による学校訪問、定期的な会議による連絡等がありますが、団体貸出では、授業時間の合間での選書・運搬となり、学校の負担も大きくなっています。負担軽減のため、資料の搬送方法を検討し、連携しやすい環境づくりが必要です。

また、連携の進んでいない学校に対しては、中央図書館から学校へ積極的に向き、組織間を繋ぐことが重要です。引き続き、定期的な会議を行うことで、学校の状況を把握し、相互理解を深め、子どもの読書活動の推進に取り組んでいく必要があります。

	2010年度 (22年度)	2012年度 (24年度)	2014年度 (26年度)	2015年度 (27年度)	努力目標
小学校	87.0%	91.0%	83.7%	88.0%	100%
中学校	29.0%	23.0%	68.2%	72.0%	100%
全国小学校	73.8%	76.5%	79.9%		
全国中学校	45.4%	49.8%	52.4%		

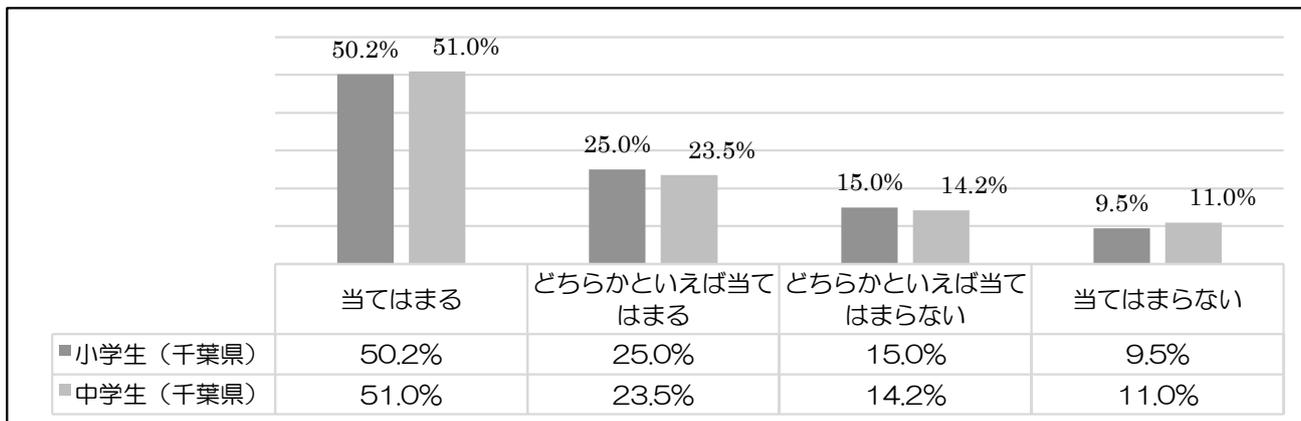
学校図書館の現状に関する調査（市教育委員会指導課調べ）

※国の調査は隔年のため、2011年度（平成23年度）・2013年度（25年度）・2015年度（27年度）は未実施

### 3. データから見える子どもの読書活動の状況

#### ① 読書は好きですか

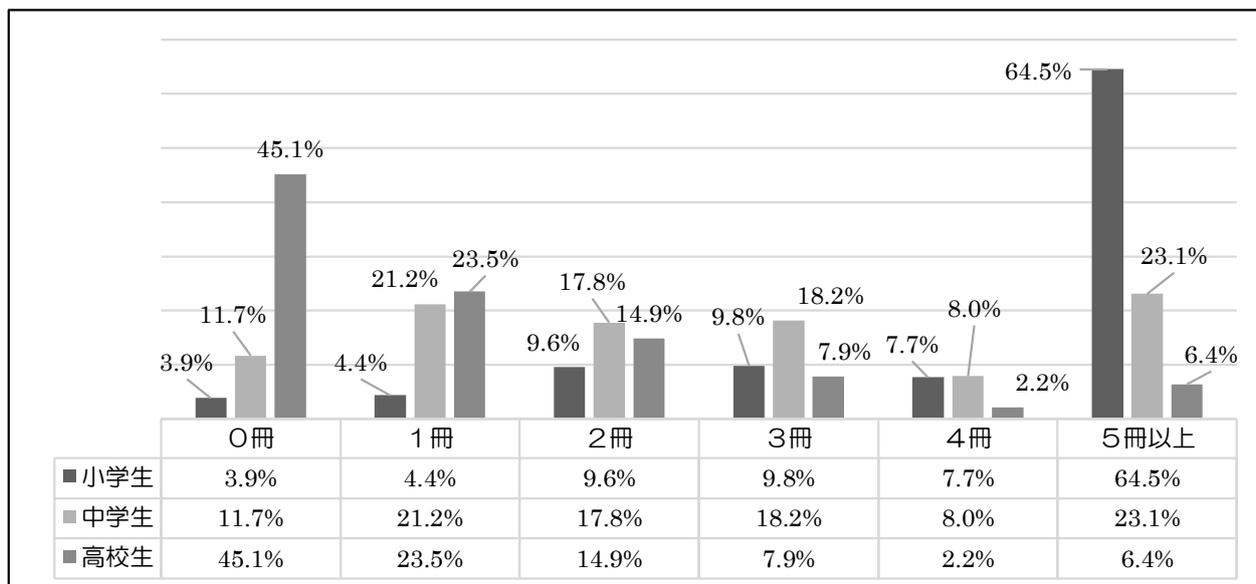
「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合は、小学生では75.2%、中学生では74.5%と7割以上が「読書は好き」と回答しています。



2016年度（平成28年度）全国学力・学習状況調査（国立教育政策研究所調べ）

#### ② 1か月に読む本の冊数が「0冊」の児童・生徒の割合（不読率）は？

小学生では、月に5冊以上本を読んでいる児童が64.5%を超え、0冊の児童は3.9%と少なくなっていますが、高校生の約半数は、1か月に1冊も本を読んでいない状況です。年齢が上がるにつれて、「読書離れ」も進むことが顕著にあらわれています。

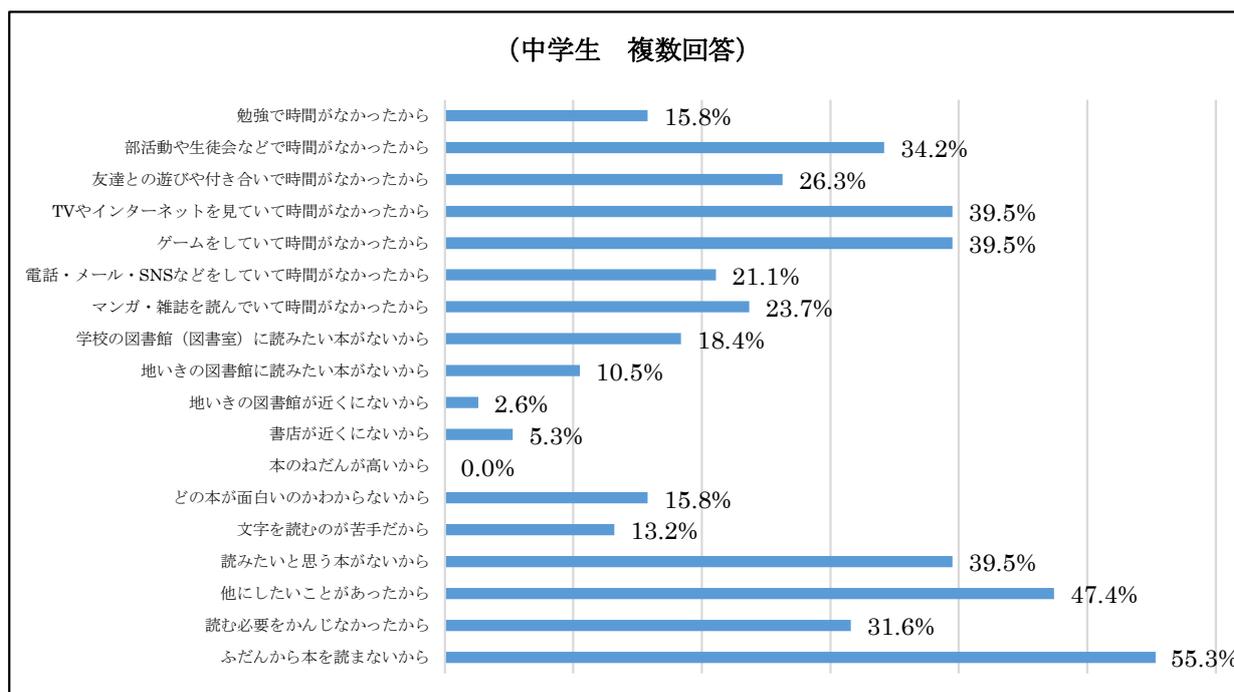
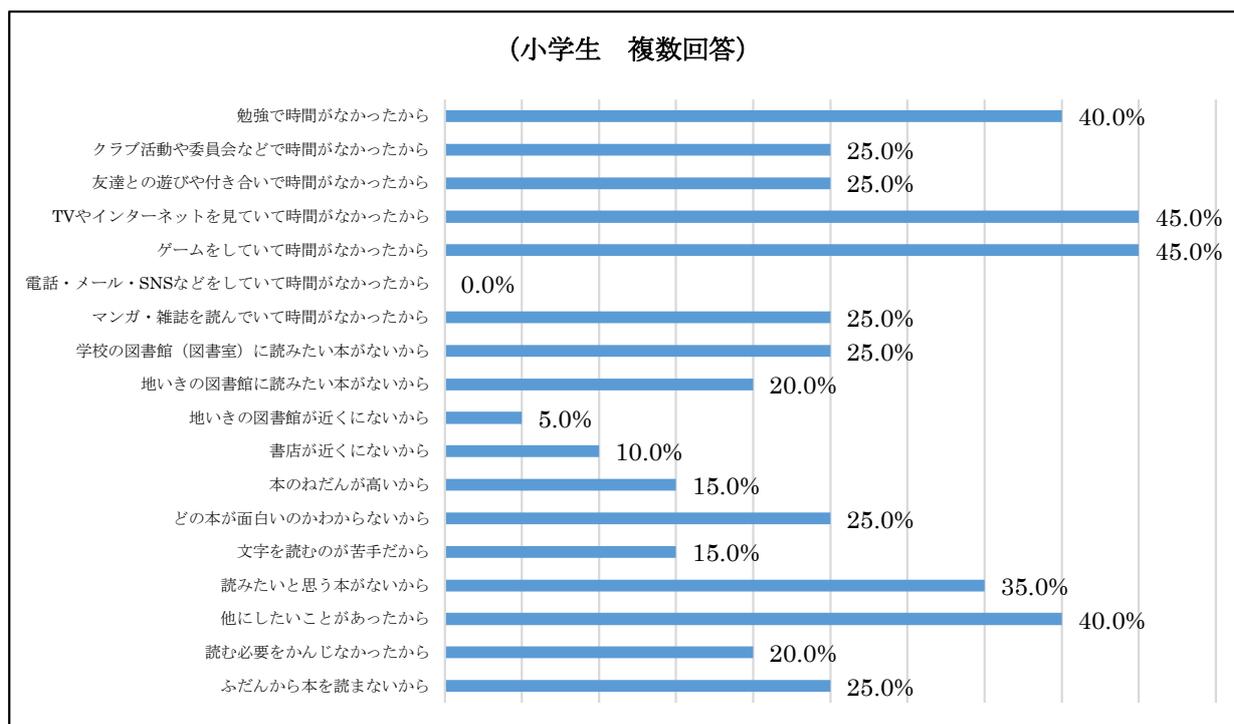


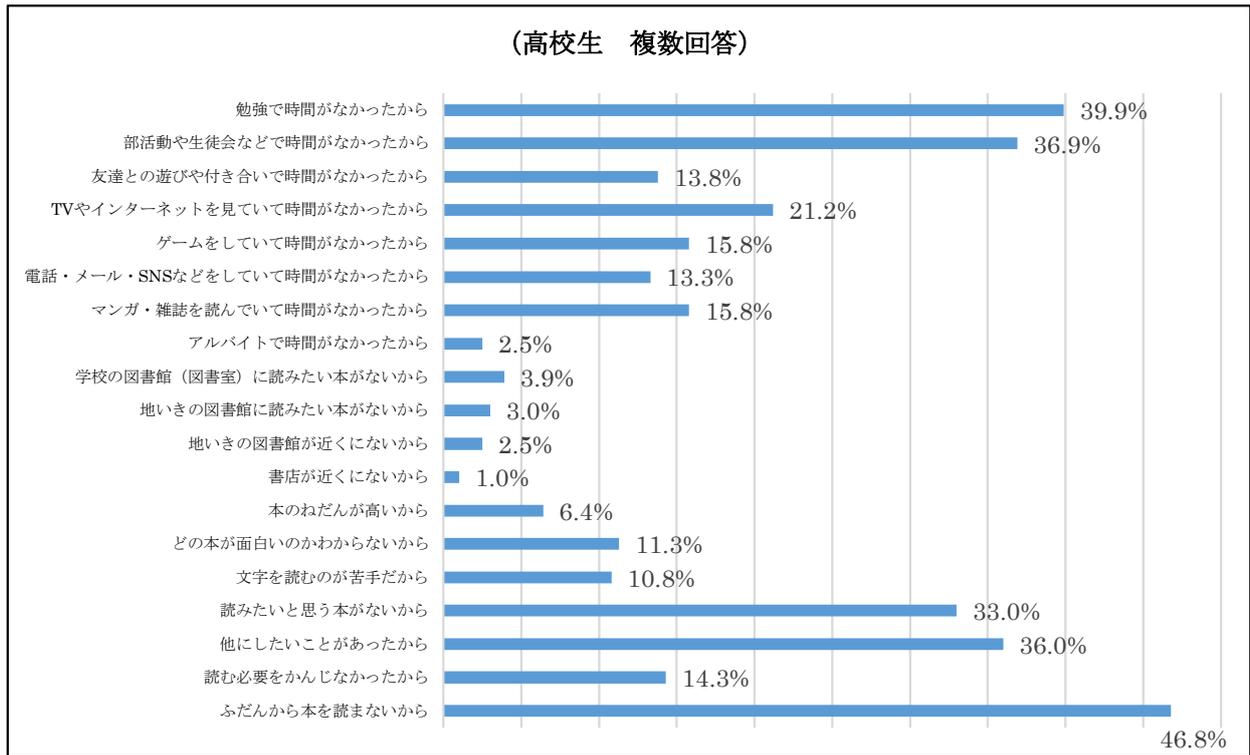
「地域における読書活動推進のための体制整備に関する調査研究」

（平成28年3月 株式会社浜銀総合研究所 ※平成27年度文部科学省委託調査）

### ③ 本を読まない児童・生徒は、それぞれなぜ本を読まないのだろうか？

小中学生では「テレビやインターネット」「ゲーム」など、読書以外の娯楽・趣味等に時間がかけられている割合が相対的に高くなっています。中学生や高校生では、読書習慣が身に付いていないために本を読まなくなっている割合が多いと考えられます。高校生では、勉強や部活動・生徒会活動等に時間を取られていることが理由として挙げられています。





「地域における読書活動推進のための体制整備に関する調査研究」

(平成 28 年 3 月 株式会社浜銀総合研究所 ※平成 27 年度文部科学省委託調査)



## 4. 第二次計画における課題のまとめ

年齢が上がるにつれて急激に読書から遠ざかってしまうことは、本市のみならず全国的な傾向として表れています。テレビやインターネット、ゲームが広く普及するなど、子どもの生活習慣が変わってきている現在、児童生徒が自ら本を求め、読書に親しむ時間を持つための方策を社会全体でさらに推進することが重要です。

国立青少年教育振興機構が2013年2月23日付けで、子どもの頃の読書活動が成長してからの意識・能力に及ぼす影響や効果などについて調査した報告書「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」によると、子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高く、特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、成人の「文化的作法・教養」との関係が強い、という関係性が見られ、子どもの頃の読書活動と体験活動の両方が多い成人ほど、現在の意識・能力が高いという結果が出ています。

このことから、子どもを取り巻く大人が、子どもの読書活動の意義や重要性について理解し、働きかけを積極的に行うことができるよう、幼いころからの読書習慣づくりについて啓発していくことが重要です。特に、心身ともに、発達著しい時期でもある中学生や高校生世代には、読書を通して自分を見つめ、読むことで自分を耕していくこと、またそうした能力を育成していくことが大切です。読書と接点の少ない子どもたちへの働きかけ、また読書機会の拡大を狙った取り組みが必要です。

地域における取組として、中央図書館をはじめとした市内読書施設は、事業の共同開催を行うなど、子どもの読書活動をより充実させることが必要です。また、地域で活動するボランティアは、子どもの豊かな読書活動を実現させていくのに欠かせない存在です。今後は、中央図書館をはじめ子どもの読書に関わる各機関等が連携して、子ども読書活動に携わる人材を育成し、活動を支援していく必要があります。また、新規団体の掘り起し等、子どもの読書活動推進に係るネットワークづくりを広げていくことが求められます。

一方学校では、児童生徒の身近な学校図書館の果たす役割は大きく、どのような本を揃えるかがとても重要になります。教科学習に役立つ本や趣味・教養に資する本など幅広い分野をバランスよく揃えることが必要です。年齢があがっても継続して読書に興味・関心を持てるように、児童生徒の読書傾向や実態をよく理解した選書を行い、自主的な読書につなげる取組も必要です。

子どもたちが必要としている資料が身近にあれば、読書に対する意欲や学習に対する意欲を伸ばすことが期待できます。そのためにも、学校図書館と中央図書館等が連携し、子どもの読書環境を整えるこ

とが望まれます。

また、子どもと接する施設の教職員等が、絵本等の知識及び選び方について幅広く情報を持ち、活用方法について学び、能力・資質向上に努めることも大切です。

さらに、これからの社会を担う子どもたちにとって、基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、それらを活用して様々な課題を解決していくために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けていくことが必要です。

読書は、学業の基礎となる読解力や思考力を養う重要な役割を担うとともに、視野を広げ、感受性を育み、創造力や表現力を豊かにすることから、この時期に本に親しめるよう、子どもの読書活動の推進を図ることが必要です。

また、2016年（平成28年）4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容も考慮し、特別な支援<sup>※20</sup>を必要とする子どもが気軽に図書にふれられる機会を作るため、子どもの特性や状況に応じた支援の体制づくりを行うなど、すべての子どもたちが読書を楽しめるように、読書環境づくりを推進していくことも必要です。

## （1）重点的な施策

新計画では、切れ目のない読書習慣づくりに向け、中央図書館と小中学校・各読書施設<sup>※21</sup>との連携強化や、子どもの読書活動をみんなで支える体制を作ることで、子どもの読書活動の一層の推進を図っていきます。とりわけ、中学生・高校生世代に関して読書活動を促す取組をさらに進めることが重要です。

### 【重点的な施策】

- 子どもの読書活動を推進するための人材育成、活動の支援
- 中央図書館と小中学校・各読書施設との連携の強化
- 中高校生世代に向けた読書習慣の醸成



## (2) 施策により見込める効果

これらの課題は、各種の事業を総合的に行うことによってその向上が見込まれるものです。それぞれの取り組みの中で完結させることなく、各関係機関が連携して多くの事業を行うことで、より高い効果が得られるものと考えます。

### 【施策により見込める効果】

- 読書に親しむ小中学生の増加
- 小中学生の思考力、表現力の向上
- 中高年生世代の読書量の向上
- 読書意欲の向上



## 第3章 新計画の基本的な考え方

第二次計画における課題に対応し、本市における子どもの読書活動に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり本計画における基本理念と基本目標を定め、各種の事業を体系化するとともに、その効果を測るための指標を定めます。

### 1. 基本理念

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、基本理念として、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としています。

本計画においてもこの理念を基本とし、子どもたちがたくさんの本に出会い、読書の楽しさ、素晴らしさを発見できるよう子どもの読書活動をみんなで支え、読書によって、未来を切り拓く力を養い、豊かな心を持った子どもに成長することを目指します。

#### 基本理念

##### 「未来を拓く 子どもの読書」

～いちはらの子ども一人ひとりが、自ら読書の楽しさ、素晴らしさを発見し、未来を切り拓く力を養い、情緒豊かな子どもに成長することを目指します～

### 2. 新計画の基本目標と取組方針

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定し、具体的な取組を進めます。

#### ◆基本目標

- I 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進
- II 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援
- III 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発

### ◆基本目標Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進

家庭・地域・学校等における読書活動について、子どもが読書の楽しさや大切さを知り、自ら読書に親しむ習慣が身に付くよう、本との出会いの機会を提供するとともに、読書環境の整備を推進します。

#### 取組方針

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 地域における子どもの読書活動の推進
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進
- 4 環境整備の推進

### ◆基本目標Ⅱ 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援

家庭・地域・学校・読書施設等における読書活動について関係機関や団体等と連携・協力し、子ども読書活動に関わる人材の育成や活動の支援に努めます。

#### 取組方針

- 1 家庭における読書活動の推進に係る連携・協力
- 2 地域における読書活動の推進に係る連携・協力
- 3 学校等における読書活動の推進に係る連携・協力
- 4 行政における推進体制の整備
- 5 子ども読書活動推進に関わる人材の育成や活動の支援

### ◆基本目標Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発

読書に関する情報を積極的に提供するとともに、読書活動の意義や重要性について理解を深め関心を高めるため、様々な機会を通じて普及・啓発に努めます。

#### 取組方針

- 1 広報・啓発活動の推進

### 3. 新計画の指標

計画の進捗状況やその効果を把握するため、次の6つの指標を定め、それぞれ努力目標を設定します。

#### ◆指標1 1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合

第二次計画では、小中学生とも努力目標を達成することができましたが、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、読書の習慣化に向けて引き続きこれを指標として定め、さらなる向上を目指します。

	2015年度		2019年度目標
小学生	1.0%	➡	0.8%
中学生	7.4%	➡	7.1%

#### ◆指標2 1か月あたりの児童・生徒の読書量

第二次計画では、小中学生ともに努力目標を達成できましたが、引き続きこれを指標として定め、読書に親しみ、自主的な読書活動が継続されるよう向上を図ります。

	2015年度		2019年度目標
小学生	13.1冊	➡	13.5冊
中学生	4.1冊	➡	4.5冊

#### ◆指標3 保護者やボランティアの協力体制づくりを行っている中学校の割合

第二次計画では努力目標に到達しなかったため、引き続きこれを指標として定め、保護者やボランティアによる図書の貸出、返却、修繕等に係る支援、読み聞かせやブックトーク等の協力体制づくりの推進を図ります。

	2015年度		2019年度目標
中学校	27.2% (6校)	➡	38.1% (8校)

#### ◆指標4 図書館等と連携している小中学校の割合

市立小中学校と図書館（公民館・コミュニティセンター図書室含む）との連携率 100%達成を目指し、公共図書館資料の学校への貸出や司書による学校への訪問を行いました。目標に到達しなかったため、引き続きこれを指標として定め、連携の推進を図ります。

	2015年度		2019年度目標
小学校	88.0% (37校)	➡	100% (41校)
中学校	72.0% (16校)	➡	100% (22校)

#### ◆指標5 子どもの図書貸出冊数

市内読書施設における子ども（18歳以下）の図書貸出冊数を、本市の児童全体の読書傾向を把握する指標として新たに目標に掲げ、計画期間内において3%増を、13歳以上（中学生・高校生世代）の読書活動については、特に重点課題と位置づけるため、4%増を目指します。

	2015年度実績		2019年度目標
5歳以下	49,013冊	➡	50,400冊
6～9歳	128,147冊	➡	131,900冊
10～12歳	81,268冊	➡	83,700冊
13～15歳	29,171冊	➡	30,300冊
16～18歳	12,831冊	➡	13,300冊

#### ◆指標6 中央図書館と各読書施設との連携による子ども読書週間事業の参加者数

中央図書館と各読書施設の連携を強化し、本市全体で子どもの読書活動を効果的に進めるため、こどもの読書週間事業（いちばらっ子読書フェスタ）の総参加者数を新たな目標に掲げ、計画期間内において10%増を目指します。

	※参考 2016年度実績		2019年度目標
図書館と各読書施設	2,009名	➡	2,200名

## 4. 新計画の体系

### 基本理念

未来を拓く 子どもの読書  
いちはらの子ども一人ひとりが、自ら読書の楽しさ、素晴らしさを発見し、  
未来を切り拓く力を養い、情緒豊かな子どもにも成長することを目指します。

### ◆基本目標Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進

#### 取組方針

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 地域における子どもの読書活動の推進
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進
- 4 環境整備の推進

### ◆基本目標Ⅱ 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援

#### 取組方針

- 1 家庭における読書活動の推進に係る連携・協力
- 2 地域における読書活動の推進に係る連携・協力
- 3 学校等における読書活動の推進に係る連携・協力
- 4 行政における推進体制の整備
- 5 子ども読書活動推進に関わる人材の育成や活動の支援

### ◆基本目標Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発

#### 取組方針

- 1 広報・啓発活動の推進



## 第4章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

---

読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものです。したがって、読書が子どもの生活の中に習慣づけられるよう、家庭・地域、学校等がそれぞれの立場で、また、お互いに連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

子どもたちがたくさんの本に出会い、読書の楽しさ、素晴らしさを発見できるよう子どもの読書活動をみんなで支え、読書によって、未来を切り拓く力を養い、豊かな心を持った子どもに成長することを家庭・地域・学校等、社会全体で目指します。

### 【家庭の役割】

子どもにとって家族のぬくもりを感じながら本に接することは、子どもの心を豊かにする貴重なひとときとなります。保護者による心を込めた読み聞かせの時間は、子どもに安心感と幸福感を与え、親と子の心の絆を深め、子どもの情緒を安定させるなど、健やかな心の成長を促します。

また、読み聞かせにより、子どもは、言葉を覚え、物語のイメージを膨らませ、感性や想像力が養われます。そして、そのことが自ら読む「読書」へとつながっていきます。

子どもにとって一番身近な大人が家庭の中で読書を楽しむ姿を見ることで、自然に本を身近なもの、楽しいものと感じ、読書好きな子どもを育てます。

### 【地域の役割】(読書施設等)

地域には、中央図書館や公民館・コミュニティセンター図書室、保健福祉センター児童館など、子供達の読書活動に関わる様々な施設があります。

図書館は、子どもが豊富な本の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知るとともに、様々な知識や情報を吸収し生活の中で役立てるなど、情報活用能力の基礎を作っていく場所です。また、関係機関との連携や支援を行い、子どもの読書活動の相談・支援拠点としての役割を担っています。

公民館・コミュニティセンター図書室は、図書館と同様の機能を有するとともに、子どもが気軽に足を運べる最も身近な施設として、地域における子どもの読書活動の拠点となる場所です。

児童館は、子どもが健全な遊びを通して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設であり、その一環として読書に係る取組を行います。

子どもが読書に親しむ機会を少しでも多く持てるよう、それぞれの施設が、本にふれる機会の提供や図書資料の充実等を図りながら、必要に応じて連携・協力し、子どもの読書活動を支援していくことが必要です。

また、地域で活動しているボランティア等を支援し、地域ぐるみで子どもの読書活動の推進に取り組んでいくことも重要です。

## 【学校等の役割】

幼稚園・保育所・認定こども園等は、就学前の子供たちが、日常的に絵本や物語などに親しむことのできる場所です。日々の生活の中で様々な「おはなし」を聴き、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、言葉に対する感覚が養われるとともに、豊かな感受性と想像力が培われ、生きる力の基礎がはぐくまれます。また、同年齢の友達と一緒に体験する読み聞かせや読書は、家庭でのそれとはまた異なる価値があり、子どもにとって貴重な体験となります。

このように、幼稚園・保育所・認定こども園等は、幼児期の子どもの心の成長において重要な役割を担うとともに、保護者にとっても読書に関する情報を得たり、保護者同士の交流や情報交換の場となっています。

学校は、従来から国語科などの各教科等における学習活動を通じて読書活動を行っています。読書活動は、言葉の理解力や読解力などの言語力を高めていくものであり、あらゆる教科等において学習活動の基礎となるものです。

このため、今後も継続して、教育活動全般を通じた読書教育を推進し、子どもの主体的な学習活動や読書活動の意欲を高めていくことで、子どもの読書習慣を形成していく必要があります。

さらに、子どもの読解力の一層の向上が課題とされるなか、幅広い読み物に親しむ環境づくりや、読書と関連付けた「書く力」や「考える力」の育成等にも取り組んでいく必要があります。

また、学校図書館は、読書活動の拠点となる「読書センター」としての機能と、授業に役立つ資料を備え学習支援を行う「学習センター」の機能、情報活用能力を育む「情報センター」としての機能を持っており、これらの機能を効果的に発揮することで、読書好きを増やし、確かな学力等を育むことが期待されています。

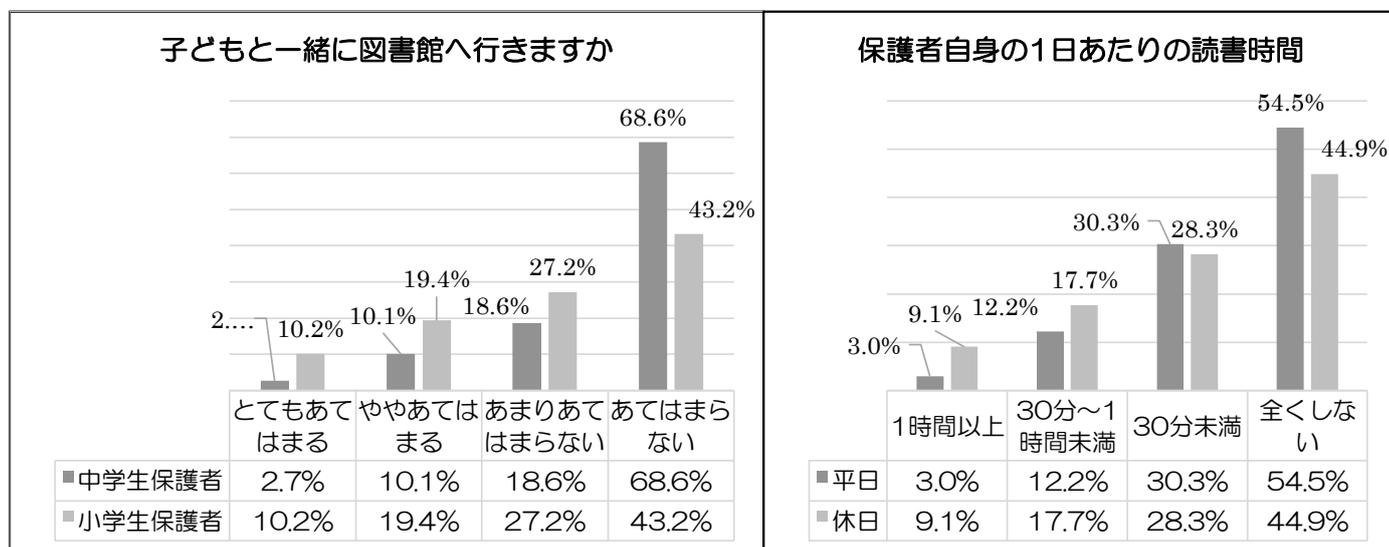
## ◆基本目標Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進

### 取組方針1 家庭における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と今後の方向性】

「地域における読書活動推進のための体制整備に関する調査研究」（平成28年3月 株式会社浜銀総合研究所 ※平成27年度文部科学省委託調査）の結果によると、「子どもと一緒に図書館へ行きますか」という保護者への設問に対し、「あてはまらない」と回答した割合が、小学生保護者では4割、中学生保護者では約7割となっています。また、「保護者自身の1日あたりの読書時間」という設問では、「全くしない」という割合が、休日では4割、平日では5割と、約半数の保護者が1日のうち全く読書をしないという結果になっています。

子どもの自主的な読書習慣の基盤となるのは第一に家庭であり、親子で本に親しむ環境づくりを行うことは極めて重要です。保護者自身の読書への姿勢は、家庭での子どもの読書に影響を与えます。各関係機関においては、保護者が子どもの読書活動への理解を深め、これを実践するにあたっての手助けとなるよう、様々な機会を通して情報提供や啓発活動を行っていきます。



#### 【具体的な取組】の表の見かたについて

「新規事業」・・・第二次計画における課題を受けて、本計画の計画期間中（2017年度～2019年度）に開始を予定している新たな事業です。

「追加事業」・・・第二次計画の策定（2011年3月）後に開始した事業です。本計画においても、引き続き実施していきます。

「継続事業」・・・第二次計画から継続して実施していく事業です。

## 【具体的な取組】

新規事業			
	事業名	内容	事業主体
1	生まれる前からの支援	これから親となる保護者へ、読み聞かせに適した本のブックリストの配布や、特設コーナーの設置などで、読書の大切さを伝えます。	中央図書館
2	ブックスタートのフォローアップ事業	ブックスタートから継続して読書活動が行われるよう、乳幼児が本に親しむ機会を提供します。	中央図書館
継続事業			
3	ブックスタート事業	親子がふれあい、本に慣れ親しむ環境づくりを支援するため、1歳6か月児健診受診者に絵本の読み聞かせを行い、無償で絵本を手渡します。 また、絵本と親しめるよう乳幼児を対象とした絵本のリストを配布します。	中央図書館
4	保護者への情報提供	保護者会やお便り等を通じて読書活動の意義や重要性についての啓発やおすすめの図書などの情報を各家庭に提供します。	幼稚園 保育所 認定こども園等 小中学校
5	ノーテレビ・ノーゲームデーの呼びかけ	家族で読書に親しむ時間を持つよう、保護者会やお便り等でノーテレビ・ノーゲームデーを呼びかけます。	幼稚園 保育所 認定こども園等 指導課 小中学校

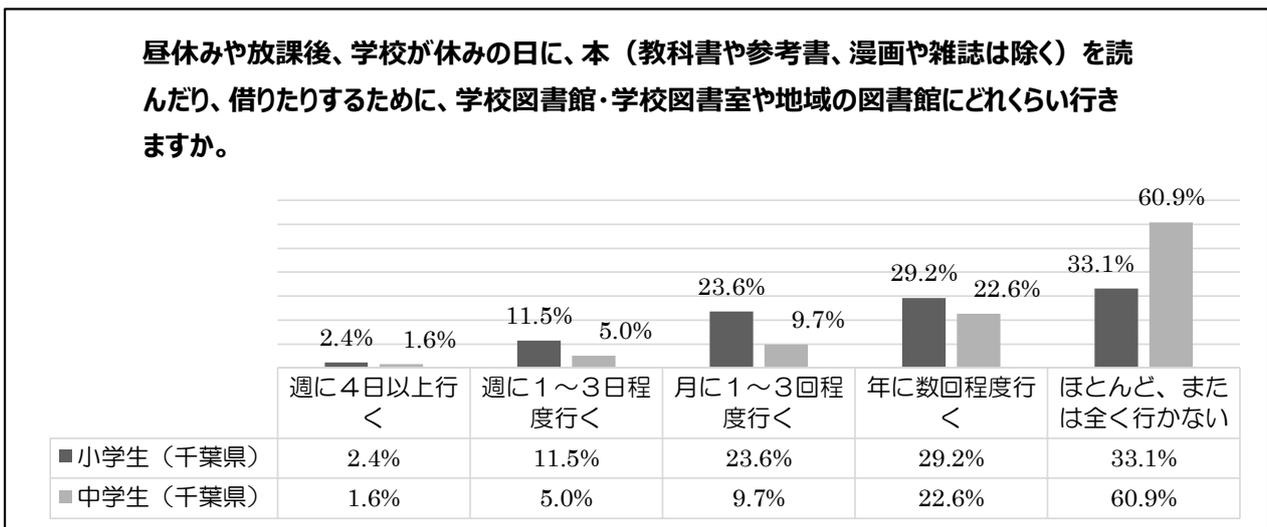
6	家庭教育学級※22	家庭教育学級を通じて、子どもの読書活動の意義について周知を図ります。	生涯学習センター
---	-----------	------------------------------------	----------

取組方針2 地域における子どもの読書活動の推進

**【現状と今後の方向性】**

国立教育政策研究所が行った「全国学力・学習状況調査（平成 28 年度）」の結果によると、千葉県の小中学生では、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」という設問に対し、「ほとんど、または全く行かない」と回答した割合が、小学生では約 3 割、中学生では約 6 割となっています。

地域における子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、子どもや保護者に読書施設や児童館へ足を運んでもらうことが必要です。このため、各施設においては、子どもへのレファレンス※23の充実、おはなし会や講演・講座など各種イベントの充実などを引き続き行い、その必要性や楽しさを積極的にアピールしていくことで、子どもや保護者の利用を増やし、子どもの読書習慣づくりをさらに進めていきます。また、すべての子どもたちが読書を楽しめるように、特別な支援を必要とする子どもに対する読書環境づくりも推進していきます。



## 【具体的な取組】

新規事業			
	事業名	内容	事業主体
7	子どもとともに取り組む読書活動	ブックリストの作成、イベントの開催など、子どもとともに読書活動に取り組みます。	中央図書館
8	中学生・高校生のための司書講座の実施	中学生・高校生が図書館の役割や司書の仕事を学べる講座を実施します。	中央図書館
追加事業			
9	子どものための郷土資料の充実と情報発信	市原市にゆかりのある人物等の資料の収集や、郷土に関する情報を発信します。	中央図書館
10	調べ学習・自由研究の支援	調べ学習・自由研究のための資料の充実や提供に努め、子どもの課題解決を支援します。	中央図書館
11	読書手帳 <sup>※24</sup> の配布	読書手帳（小学生向け・中高生向け）を配布し、読書活動の推進を図ります。	中央図書館
12	多文化を知る機会の提供	多文化おはなし会の実施等により、多文化を知り、理解する機会を提供します。	中央図書館
13	映画会の開催	子どもを対象とした映画会を開催します。	中央図書館

14	特別な支援を必要とする子どものための読書活動の支援と資料の充実	子どもの状態や特性を考慮した資料を収集し、特別な支援を必要とする子どもが読書に親しむことができるよう支援します。	中央図書館
15	図書館における職業体験	職場体験・インターンシップ・一日図書館員事業を通して、図書館の仕事を学び、本への親しみや図書館への理解を深める機会を提供します。	中央図書館
16	子ども向け講座の開催	図書や図書館に親しみを持てるよう、子ども向けの講座を開催します。	中央図書館
継続事業			
17	子ども読書活動推進フォーラムの開催	子どもの読書活動の推進に関し、広く市民の関心を高め、その理解を深めることを目的として、市民・関連団体・学校・中央図書館との協働による「子ども読書活動推進フォーラム」を開催します。	子ども読書活動推進フォーラム実行委員会（公募市民・関連団体・小中学校・中央図書館）
18	おはなし会の実施	親子で絵本にふれあえるよう、おはなし会や絵本の読み聞かせを定期的に行います。	中央図書館 公民館 コミュニティセンター 保健福祉センター児童館

19	大型絵本等の充実と読書活動の支援	大型絵本の活用やパネルシアター・エプロンシアター <sup>※25</sup> など動きのある物語を通して、発達に心配のある子どもの情緒面の発育を促す指導を行います。	発達支援センター
20	子どもの読書活動推進のための講座・講演会の開催	子どもの読書活動の重要性や読み聞かせなどの方法、絵本の選び方等について理解を深めるため、保護者や子どもに関わる大人向けに講座や講演会を開催します。	中央図書館 公民館
21	図書館利用案内の配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書利用カード作成時等に図書館利用案内を配布します。</li> <li>・図書室だより、広報紙への利用案内の掲載や、図書室内での掲示により、利用しやすい図書室をめぐらします。</li> </ul>	中央図書館  公民館 コミュニティセンター
22	ブックリストの発行	様々な年齢や用途に応じたブックリストを作成し配布します。	中央図書館 公民館 コミュニティセンター
23	子どもへの読書相談やレファレンスの充実	読書相談・読書案内やレファレンス、パスファインダー <sup>※26</sup> の作成等を通して、子どもが主体的に読書や学習に取り組めるよう支援します。	中央図書館 公民館 コミュニティセンター

24	一日図書館員の実施	図書館員の体験を通して、子どもたちが本の楽しさを知り、図書館に親しむことができるよう、一日図書館員事業を行います。	中央図書館 公民館
25	図書館見学の受入れ	子どもたちの図書館見学を受入れ、図書館の利用方法や読書の楽しさを知ってもらい、図書館の利用促進を図ります。	中央図書館
26	ブックリサイクル事業 (市民向け)	「リサイクルフェア」(市民向け)を開催し、中央図書館で不用となった児童図書等の無料配布を行います。	中央図書館
27	児童サービス担当職員の研修	司書実務・専門研修への積極的な参加により、児童サービス担当職員の資質向上を図ります。	中央図書館
28	「子ども読書の日」「こどもの読書週間」の行事への取組	広く子どもの読書活動についての理解と関心を深めるため「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)にあわせ関係機関が工夫をこらした行事を集中して実施します。	中央図書館 公民館 コミュニティセンター 小中学校



## 取組方針 3 学校等における子どもの読書活動の推進

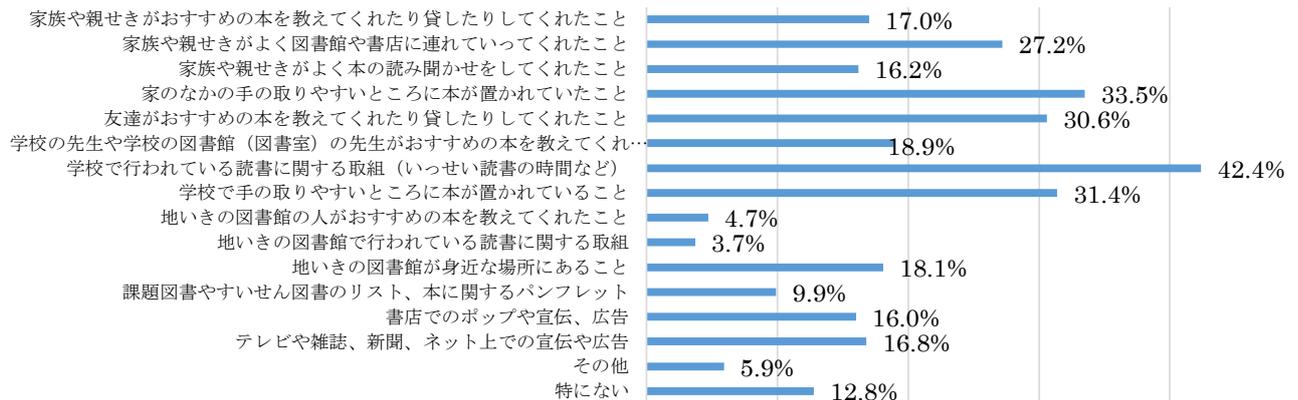
### 【現状と今後の方向性】

学校において読書は、学校教育法や学習指導要領等で教育の重要な柱の一つに位置付けられています。子どもが一日の大半を過ごす学校は、子どもの読書習慣の形成を促すことが可能な場所であり、より健やかな成長のために重要な役割を担っています。

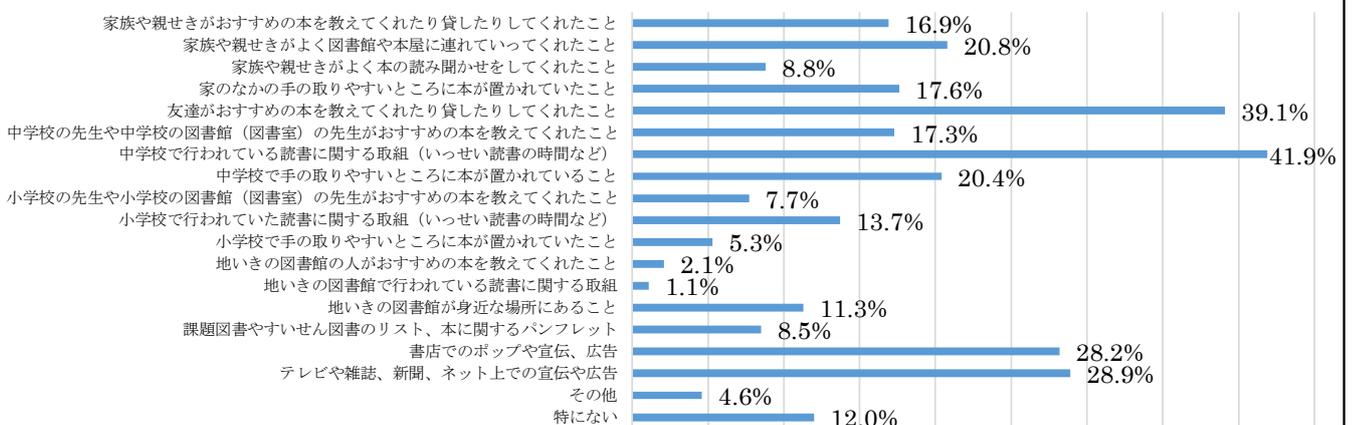
「地域における読書活動推進のための体制整備に関する調査研究」（平成 28 年 3 月 株式会社浜銀総合研究所 ※平成 27 年度文部科学省委託調査）によれば、1 か月に 1 冊以上本を読んでいる児童・生徒は、一斉読書の時間など、学校で実施されている取組の影響を受けているという結果が出ています。

このことから、小中学校における読書活動を一層充実させていくとともに、学校司書による読書指導や、ボランティアとの協力体制の維持・向上等により、読書に親しむきっかけづくりや、子どもたちの読書習慣の定着を目指していきます。

#### 本を読むことについてこれまで影響を受けたと思うこと（小学生）



#### 本を読むことについてこれまで影響を受けたと思うこと（中学生）



**【具体的な取組】**

**《幼稚園・保育所・認定こども園等》**

継続事業			
	事業名	内容	事業主体
29	絵本の読み聞かせの充実	日常保育の中で読み聞かせやおはなし会などを充実し、子どもたちに絵本の楽しさを伝えます。	幼稚園 保育所 認定こども園等
30	おすすめの絵本の紹介や貸出の充実	家庭で絵本を楽しむ機会を提供するために、お便り等を通じて絵本を紹介するとともに絵本の貸出を行います。	幼稚園 保育所 認定こども園等
31	保育士・幼稚園教諭に対する研修	職員の資質や実践的能力向上のため、読み聞かせや子どもの読書活動の意義についての研修を行います。	保育課

**《小学校・中学校》**

継続事業			
	事業名	内容	事業主体
32	全校一斉読書活動等の実施	「読み聞かせ」「子ども読書の日」「読書週間」「朝の読書」「推薦図書コーナー」などの取組を各学校の実態に合わせて設定します。	小中学校
33	教職員によるおすすめの本の紹介	身近な教職員からおすすめの本を紹介し、職員が一丸となって読書活動を推進します。  また、各学校においておすすめ図書リストを作成し、家庭や地域に周知します。	小中学校
34	各教科における調べ学習の実施	各教科における調べ学習を推進します。	小中学校

35	読書教育拠点校 <sup>※27</sup> 事業	読書教育拠点校を定め、学校図書館を活用した教育活動を行います。また、その実践の成果を図書主任研修会等で報告し、他の学校の読書活動の推進に役立てます。	指導課
36	学校司書の配置	学校司書を全小中学校に配置し、読書教育を推進します。	指導課
37	学校司書によるおすすめの本の紹介	学校司書によるおすすめ図書リストを作成し、学校・家庭・地域に周知します。	指導課
38	学校図書館担当教諭・司書教諭の研修の実施	図書館担当教諭及び司書教諭の研修を実施し、資質及び実践的能力の向上を図ります。	指導課
39	学校図書館ボランティア事例の紹介	学校図書館ボランティアへの支援として、その活動についての事例を紹介します。	指導課
40	学校図書館整備等の手引き作成	学校図書館の整備や運営の充実を図るため、共通の手引きを作成し各校に配布します。	指導課
28 (再掲)	「子ども読書の日」「こどもの読書週間」の行事への取組	広く子どもの読書活動についての理解と関心を深めるため「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)にあわせ関係機関が工夫をこらした行事を集中して実施します。	中央図書館 公民館 コミュニティセンター 小中学校

取組方針 4 環境整備の推進

【現状と今後の方向性】

各施設では、各々の地域の特性・実情に応じた資料や、子どもの状態・特性を考慮した資料の収集を行うほか、図書の配架※28 方法の改善、身近で親しみやすい雰囲気づくりなどを行い、子どもの読書環境の整備をさらに進めていきます。

【具体的な取組】

追加事業			
	事業名	内容	事業主体
41	子育て支援コーナーの充実	子育て支援コーナーを定期的に設置し、子育てに関する情報を提供し、課題解決を支援します。	中央図書館
42	ティーンズコーナー※29の整備	テーマ展示や特色のある配架等、青少年の読書意欲を呼び起こす書架づくりや交流の場の提供を行います。	中央図書館
14 (再掲)	特別な支援を必要とする子どものための読書活動の支援と資料の充実	子どもの状態や特性を考慮した資料を収集し、特別な支援を必要とする子どもが読書に親しむことができるよう支援します。	中央図書館
継続事業			
43	児童図書の充実	子ども自身がそれぞれの興味や経験等に応じた本を選べるよう、図書資料の充実に努めます。	中央図書館 公民館 コミュニティセンター 保健福祉センター児童館
44	児童図書コーナーの整備	わかりやすい配架や掲示の工夫により、使いやすい図書館・図書室となるよう努めます。	中央図書館 公民館 コミュニティセンター 保健福祉センター児童館

45	青少年図書の充実	青少年期に必要な知識や情報を提供するとともに、青少年の幅広い要求に応えるため、魅力ある図書資料の充実に努めます。	中央図書館 公民館 コミュニティセンター
46	いろいろな言語による図書の充実	外国籍や外国語を母語とする子どもの読書活動の支援として、外国語図書の収集に努めるとともに、外国語による図書館利用案内等のサービスを充実します。	中央図書館
47	図書資料の整備・充実	絵本コーナーや図書資料の充実に努めます。	幼稚園 保育所 認定こども園等
48	学校図書館資料の整備充実	子どもたちの興味に応じた魅力的な図書資料の増冊や整備を行います。 また、総合的な学習の時間や調べ学習に対応した図書資料の充実に図ります。	小中学校
49	学級文庫の充実	本が子どもの身近なものとなるよう、学級文庫を設置し、その内容の充実に図ります。	小中学校

## ◆基本目標Ⅱ 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援

### 取組方針1 家庭における読書活動推進に係る連携・協力

#### 【現状と今後の方向性】

家庭は、子どもにとって一番身近な読書環境であり、子どもに読書の楽しさや大切さを伝える上で重要な役割を担っています。子どもがいつでも本を手にとることができ、読書を楽しめる環境をつくること、そして親子で一緒に読書を楽しむことが重要です。

中央図書館をはじめとする市内読書施設においては、親子を対象とした各種の事業を展開し、親子で読書に親しむ機会を提供しています。関係機関と連携・協力しながら、これらの事業について一層の周知を図り、家庭における読書活動を支援していきます。

#### 【具体的な取組】

継続事業				
	事業名	事業内容	事業主体	連携先
50	親子対象事業等の情報提供	幼稚園・保育所・認定こども園等を通して、中央図書館が主催する親子対象事業等の情報を提供します。	中央図書館	幼稚園 保育所 認定こども園等

### 取組方針2 地域における読書活動推進に係る連携・協力

#### 【現状と今後の方向性】

中央図書館をはじめとした市内各読書施設では、連携してイベントを開催するなど、子どもの読書活動を推進するための活動を地域全体で行っています。

今後もこれらの活動の活性化を図り、より活発な読書活動を推進していくため、中央図書館を関係機関・団体等の連携・協力関係を深める情報・支援拠点として、地域ぐるみで子どもの読書活動を支援していきます。

#### 【具体的な取組】

追加事業				
	事業名	事業内容	事業主体	連携先
51	中央図書館と各読書施設の連携	中央図書館と各読書施設との事業の連携開催など、地域における子どもの読書活動の推進に努めます。	中央図書館	公民館 コミュニティセンター

52	読み聞かせフロアワーク ※30の実施	子どもと本をつなぐ活動として、読書ボランティア※31による読み聞かせフロアワークを行います。	中央図書館	読書ボランティア
継続事業				
53	団体貸出の普及促進 (関係機関向け)	地域で読書普及活動や読書機会の提供を行う関係機関・団体等に、団体用図書の貸出を行い、利用の促進を図ります。 また、未登録の関係機関・団体等に、案内や情報提供を行い、制度の一層の普及を図ります。	中央図書館	放課後児童クラブ (学童保育) 市関係機関 文庫会等ボランティア 社会教育団体※32
54	出張おはなし会・ブック トーク等の実施 (団体向け)	地域で活動する団体等に対し、出張おはなし会・ブックトーク等を実施します。	中央図書館	放課後児童クラブ (学童保育) 文庫会等ボランティア 社会教育団体
55	ブックリサイクル事業 (関係機関向け)	「リサイクルフェア」(関係機関向け)を開催し、中央図書館で不用となった児童図書等の無料配布を行います。	中央図書館	保健福祉センター 児童館 放課後児童クラブ 市関係機関 文庫会等ボランティア 社会教育団体
56	学童保育への支援	資料の団体貸出や近隣の図書室との連携により、学童保育においても本を読めるように支援します。  学童指導員が選書等を行う際の指導等の支援を行います。	中央図書館 公民館  中央図書館	放課後児童クラブ

取組方針3 学校等における読書活動推進に係る連携・協力

**【現状と今後の方向性】**

学校等における子どもの読書活動を推進する上で、中央図書館をはじめとした市内読書施設と連携し、これを活用することは大変有効な手段です。特に、小中学校においては、調べ学習への対応や学校図書館の運営を補完するものとして、市内読書施設との連携は重要であると言えます。

今後も、幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等と市内読書施設が連携・協力し、それぞれの発達段階に応じて読書の幅を広げられるよう、子どもの読書環境の整備と、読書習慣づくりを進めていきます。

**【具体的な取組】**

新規事業				
	事業名	事業内容	事業主体	連携先
57	中央図書館と学校との物流面の整備	中央図書館と学校を結ぶ配送等の利便性の向上により、子どもの読書環境の整備を図ります。	中央図書館	小中学校 指導課
継続事業				
58	団体貸出の普及促進 (学校等向け)	日常保育における読書機会の提供や、学校における読書活動・調べ学習等を支援するため、団体用図書の貸出を行い、利用の促進を図ります。  また、未登録の幼稚園・保育所・学校等に、団体貸出に係る案内や情報提供を行い、制度の一層の普及を図ります。	中央図書館	幼稚園 保育所 認定こども園等 小中高等学校

59	児童サービス用品の貸出	幼稚園・保育所・認定こども園等に対し、紙芝居舞台・パネルシアターステージ・エプロンシアター等、子どもの読書活動に使用する用品の貸出を行います。	中央図書館	幼稚園 保育所 認定こども園等
60	図書館の利用促進 (中高校生)	中学校・高校への推薦図書等の紹介や図書館利用案内の配布等により、読書への興味を高め、読書施設への来館を促します。	中央図書館	中高等学校
61	学校図書館ネットワーク システム推進事業	学校図書館の蔵書管理が効率的に行えるように、蔵書のデータベース <sup>※33</sup> 化を推進します。 また、子どもの読書活動に際し十分な資料や情報提供が行えるように、市内全ての学校図書館と中央図書館等読書施設とのネットワーク化を推進します。	指導課	中央図書館
62	園外の読書活動に対する 支援	幼稚園・保育所・認定こども園等の、図書館を活用した読書活動（図書館見学や図書の貸出・閲覧等）に対する支援を行います。	中央図書館	幼稚園 保育所 認定こども園等
63	出張おはなし会・ブックトーク等の実施 (学校向け)	児童・生徒を対象とした出張おはなし会・ブックトーク等を実施します。	中央図書館	小中学校 特別支援学校

64	図書主任・学校司書研修会等への講師派遣	図書主任研修会・学校司書研修会等への講師派遣を行います。	中央図書館	指導課 小中学校
65	学校へのレファレンス	学習教材や選書等の相談に応じ、学校の調べ学習を支援します。	中央図書館	小中高等学校
66	ブックリサイクル事業 (学校向け)	「リサイクルフェア」(学校向け)を開催し、中央図書館で不用となった児童図書等の無料配布を行います。	中央図書館	幼稚園 保育所 認定こども園等 小中高等学校
67	図書館利用の促進 (小学生)	図書館や本に関心を持ってもらうため、新小学校1年生全員に図書館利用案内を配布します。	中央図書館	小学校
68	学校の職場体験等の受入れ	図書館員の体験を通して、子どもたちが本の楽しさを知り、図書館に親しむことができるよう、体験学習や職場体験、インターンシップの受入れを行います。	中央図書館 公民館 コミュニティセンター	小中高等学校
69	子ども読書活動推進支援連絡会議※34の開催	各学校の司書教諭・図書館担当教諭・学校司書等と定期的に連絡調整会議を開催し、総合学習や調べ学習への対応や学校図書館とのネットワーク化、各種事業に係る連携等、読書活動推進のための具体的な方策を協議します。	中央図書館	指導課 小中学校 生涯学習課

## 取組方針 4 行政における推進体制の整備

### 【現状と今後の方向性】

読書施設や学校等における子どもの読書活動を効果的に推進するためには、これら関係機関において、情報の収集や交換などが十分に行われる必要があります。今後も、関係機関の連携体制を整備していくとともに、子どもの読書活動に関する調査の実施や計画の適切な進行管理により、総合的かつ計画的な事業の推進を図っていきます。

### 【具体的な取組】

継続事業				
	事業名	事業内容	事業主体	連携先
70	図書担当者会議の開催	市内読書施設図書担当者の定期的な連絡調整会議を開催し、業務内容の確認や意見交換、連絡調整、子ども読書活動推進に係る課題解決に向けた協議等を行います。	中央図書館	公民館 コミュニティセンター 生涯学習課 市民活動支援課
71	子どもの読書活動に関する調査	子どもの読書活動に関する調査を実施し、活動状況を把握します。	指導課	小中学校
72	計画の進行管理	事業の実施状況を把握し、計画の適正な進行管理に努めます。	中央図書館	事業担当機関

## 取組方針 5 子ども読書活動推進に関わる人材の育成や活動の支援

### 【現状と今後の方向性】

子どもの読書活動を推進していくためには、身近な大人が読書活動に理解、関心を持ち、地域全体で活動していくことが重要です。子ども読書の意義について啓発し、ボランティアの活動場所や機会を提供し、活動の支援をするとともに、研修会の開催等により人材の育成に努めます。

また、学校図書館相談の実施や学童保育への支援など、子ども読書活動推進に関わる関係機関の支援にも努めていきます。

**【具体的な取組】**

新規事業				
	事業名	事業内容	事業主体	連携先
73	子ども読書活動を行う団体等の掘り起し	子ども読書活動を行う団体・グループ等を掘り起し、活動団体との連携と活動の支援に努めます。	中央図書館	文庫会等ボランティア
継続事業				
74	読書ボランティアの育成	読書ボランティアを育成するため、研修会や講習会を開催します。	中央図書館	読書ボランティア
75	情報交換や交流の場の提供	読書ボランティアや市民団体等に情報交換や交流の機会を提供し、ネットワーク化に努めます。	中央図書館	文庫会等ボランティア
76	学校ボランティアに対する研修	図書館職員が学校を訪問し、学校ボランティアを対象とした読み聞かせの方法やおはなし会の運営などについて研修を行います。	中央図書館	小中学校
77	学校図書館相談の実施	図書館職員が学校図書館を訪問し、選書や運営、本の修理について支援します。	中央図書館	小中学校

53 (再掲)	団体貸出の普及促進 (関係機関向け)	地域で読書普及活動や読書機会の提供を行う関係機関・団体等に、団体用図書の貸出を行い、利用の促進を図ります。  また、未登録の関係機関・団体等に、案内や情報提供を行い、制度の一層の普及を図ります。	中央図書館	放課後児童クラブ (学童保育)  市関係機関  文庫会等ボランティア  社会教育団体※32
58 (再掲)	団体貸出の普及促進 (学校等向け)	日常保育における読書機会の提供や、学校における読書活動・調べ学習等を支援するため、団体用図書の貸出を行い、利用の促進を図ります。  また、未登録の幼稚園・保育所・学校等に、団体貸出に係る案内や情報提供を行い、制度の一層の普及を図ります。	中央図書館	幼稚園  保育所  認定こども園等  小中高等学校
56 (再掲)	学童保育への支援	資料の団体貸出や近隣の図書室との連携により、学童保育においても本を読めるように支援します。  学童指導員が選書等を行う際の指導等の支援を行います。	中央図書館  公民館    中央図書館	放課後児童クラブ
59 (再掲)	児童サービス用品の貸出	幼稚園・保育所・認定こども園等に対し、紙芝居舞台・パネルシアターステージ・エプロンシアター等、子どもの読書活動に使用する用品の貸出を行います。	中央図書館	幼稚園  保育所  認定こども園等

## ◆基本目標Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発

### 取組方針1 広報・啓発活動の推進

#### 【現状と今後の方向性】

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、身近な大人が読書の楽しさや読書活動の意義・重要性について理解と関心を持つことが重要です。

このため、市の広報紙やホームページ、定期発行物やリーフレット等の媒体を使って、子どもや保護者に対し読書に関する情報を積極的に発信するとともに、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」などさまざまな機会をとらえ、子どもの読書活動について、市内読書施設や学校等で啓発活動を展開していきます。

#### 【具体的な取組】

新規事業			
	事業名	事業内容	事業主体
78	小学生に向けた広報・啓発活動	小学生向けの事業や本の紹介などを通し、読書の楽しさを伝える情報を発信していきます。	中央図書館
79	中高生世代に向けた広報・啓発活動	図書館ホームページ等を活用し、中高生世代に向けた広報・啓発活動を行います。	中央図書館
80	家庭に向けた広報・啓発活動	読書の意義や習慣づけの大切さを保護者や地域の人に伝えるため、様々な機会をとらえ、館内外での広報・啓発活動を行います。	中央図書館
81	特別な支援を必要とする子どもに向けた広報・啓発活動	特別支援学校や国際交流協会等の関連機関を通し、特別な支援を必要とする子どもへ情報を発信していきます。	中央図書館
82	学校に向けた広報・啓発活動	研修会等を通して、学校における読書活動の意義についての理解を深めるための様々な情報を教職員に向けて発信します。	中央図書館
83	文庫会等ボランティアに向けた広報・啓発活動	文庫会等ボランティアが行う行事等を通じ、読み聞かせや読書の大切さについて理解を深める情報を発信します。	中央図書館

継続事業			
84	中央図書館ウェブサイトの充実	中央図書館ウェブサイトの「子どものページ」などのメニューの更なる充実に努めます。	中央図書館
85	図書館だよりの発行	「館報こすもす」を定期的に発行し、子ども向けの行事案内や図書・読書に関する各種の情報を発信します。	中央図書館
86	「子ども読書感想画コンテスト」の開催	子どもたちの関心を高めるため、小中学生から読書感想画を募集し、優秀作品については、館内展示や子ども読書活動推進のために活用します。	中央図書館
17 (再掲)	子ども読書活動推進フォーラムの開催	子どもの読書活動の推進に関し、広く市民の関心を高め、その理解を深めることを目的として、市民・関連団体・学校・中央図書館との協働による「子ども読書活動推進フォーラム」を開催します。	子ども読書活動推進フォーラム実行委員会 (公募市民・関連団体・小中学校・中央図書館)
4 (再掲)	保護者への情報提供	保護者会やお便り等を通じて読書活動の意義や重要性についての啓発、おすすめ図書などの情報を各家庭に提供します。	幼稚園 保育所 認定こども園等 小中学校
20 (再掲)	子どものための読書活動推進のための講座・講演会の開催	子どもの読書活動の重要性や読み聞かせなどの方法、絵本の選び方等について理解を深めるため、保護者や子どもに関わる大人向けに講座を開催します。	中央図書館 公民館

28 (再掲)	「子ども読書の日」「こどもの読書週間」の行事への取組	広く子どもの読書活動についての理解と関心を深めるため「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)にあわせ関係機関が工夫をこらした行事を集中して実施します。	中央図書館 公民館 コミュニティセンター 小中学校
6 (再掲)	家庭教育学級	家庭教育学級を通じて、子どもの読書活動の意義についての周知を図ります。	生涯学習センター



## ◎資料編

### 用語集

- ※1 **ブックスタート事業** 乳幼児健診の機会に、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。
- ※2 **子ども読書活動推進フォーラム** 子どもの読書活動の推進に関し、市民・関連団体・学校・中央図書館との協働により、広く市民の関心を高め、その理解を深めることを目的として行う活動。
- ※3 **市内読書施設** 中央図書館・公民館図書室・コミュニティセンター図書室。
- ※4 **児童館** 児童福祉法に規定する児童厚生施設。菊間、姉崎、三和及び南部各保健福祉センターに併設。
- ※5 **朝の読書** 読書を習慣づける目的で、始業時間前に読書の時間を設ける運動。
- ※6 **調べ学習** 児童・生徒が課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。
- ※7 **学校図書館ネットワークシステム** 手書きで行っていた貸出手続きや、手作業で管理していた小中学校の図書館業務をシステム化。市内読書施設のシステムと連携しているので、横断的に図書資料の検索をすることができる。
- ※8 **団体貸出** 学校や地域の読書活動を支援するため、中央図書館で行っている貸出制度。登録団体は、幼稚園・保育所（園）・小中学校・学童保育・地域文庫・その他官公署等。
- ※9 **おでかけくん** 市職員が講師として出向き、市の施策・事業の説明や、講習会などを行う事業。
- ※10 **ブックトーク** あらすじや著者紹介などを交え、本への興味がわくような工夫をこらしながら、本の内容を紹介すること。
- ※11 **ブックリスト** ある基準やテーマで選んだ、本を薦めたり、紹介するために作られた目録。
- ※12 **インターンシップ** 生徒が一定期間企業等の中で研修生として働き、就業体験を行う。
- ※13 **調べ学習用図書利用カード** 調べ学習に必要な図書を借りる際に利用するカード。利用を希望する小中学校へ発行している。1枚のカードで10冊借りることができる。
- ※14 **メーリングリスト** 複数の人に同時に電子メールを送って、特定のテーマについての情報を特定の利用者間でやり取りするシステムのこと。
- ※15 **校務支援システム** 各校が独自のフォーマットで行っていた出欠管理や成績処理をデジタル化し、市内データを一元管理している。また、学校司書にも個人アドレスが与えられたため、直接メールで連絡することが可能となった。
- ※16 **子ども読書の日** 国民の間に広く子ども読書の活動についての関心と理解を深め、子どもが積極

的に読書活動を行う意欲を高めるために「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）の施行に伴い、4月23日を「子ども読書の日」と定めた。

- ※17 **こどもの読書週間** 公益社団法人読書推進運動協議会が主催団体となる。子ども読書の日（4月23日）からこどもの日をはさみ、5月12日までが読書週間と名付けられている。子ども読書に対する社会的機運を高めるため、その期間に行事を行う。
- ※18 **子ども読書感想画コンテスト** 子どもたちの読書への関心を高めるため、小中学生から本を読んで感じたことを自由に絵で表現した読書感想画を募集。優秀作品については、館内展示や子ども読書活動推進のために活用。
- ※19 **館報こすもす** 中央図書館情報の認知度を高めるため、年4回（4月、7月、10月、1月）発行している図書館報。
- ※20 **特別な支援** 心身に障害のある子どもだけでなく、外国語を母国語とする子どもなど、図書館を利用するうえで障害があると思われる子どもに対する支援。
- ※21 **各読書施設** 公民館図書室・コミュニティセンター図書室。
- ※22 **家庭教育学級** 保護者が共に考えあひながら、子どもを取り巻く諸問題や家庭教育のあり方などについて学習する場として、小中学校に家庭教育学級を開設。保護者が中心となって運営委員会を組織し、自ら企画した学習を年間を通して計画的、組織的に学習する。
- ※23 **レファレンス** 参考調査・参考業務ともいう。利用者の調査研究の求めに応じ、資料の検索や情報の提供等様々な支援を行うこと。
- ※24 **読書手帳** 利用者自らが、読書の履歴を記載する手帳。読書活動の振り返りと読書意欲向上につながる取組。
- ※25 **パネルシアター・エプロンシアター** パネル布を貼った舞台や胸にかけたエプロンに、動物の絵などを貼って展開するおはなしや歌あそび。
- ※26 **パスファインダー** あるテーマに関する資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの。
- ※27 **読書教育拠点校** 読書教育の市原市研究指定校。教育委員会が小中学校からそれぞれ各1校ずつ指定する。期間は2年間。研究の実践、成果を図書主任研修会等で還流している。
- ※28 **配架** 図書館資料を所定の配列順序に基づいて書架に並べること（「排架」とも言う）。
- ※29 **ティーンズコーナー** おおむね13歳から18歳向けの青少年図書を揃えているコーナー。
- ※30 **読み聞かせフロアワーク** 中央図書館で行っている、読書ボランティアによる本や紙芝居の読み聞かせ活動。
- ※31 **読書ボランティア** 中央図書館の「読書ボランティア人材バンク」に登録しているボランティアのこと。

- ※32 **社会教育団体** 公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの。子供会、PTAなど。
- ※33 **データベース** 必要に応じて資料等を効率よく検索できるよう、コンピューターに組織的に蓄積したデータの集合のこと。
- ※34 **子ども読書活動推進支援連絡会議** 子どもたちの読書活動を総合的に推進し、子どもたちの情報活用能力の育成支援について、より一層充実した施策を実施することを目的として、市原市立小中学校、市原市立中央図書館等関係する部署の連携協力を図るため設置。



# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割

を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に

読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

# 市原市未来を拓く子どもの読書活動推進計画

2017年3月

発行：市原市

編集：市原市教育委員会 生涯学習部 中央図書館

〒290-0050

市原市更級5-1-51

電話番号：0436（23）4946